

区民葬儀助成金のご案内

区民葬儀を利用した方のうち、令和8年4月1日以降に特別区が指定する民間火葬場（町屋斎場、落合斎場、代々幡斎場、四ツ木斎場、桐ヶ谷斎場、堀ノ内斎場）を利用した方に対して、助成金を支給します。

■支給要件 以下のすべてを満たした場合

- 区民葬儀を利用していること（区民葬儀メニューの中から、祭壇（棺のみの利用も含む）または霊柩車のうち1つ以上を利用していること）
- 特別区が指定する民間火葬場を令和8年4月1日以後に利用し、最も低廉な火葬料金（87,000円）を負担していること
- 亡くなられた方の住民登録が、死亡日に特別区（23区内）にあったこと（※）
 - ※ 亡くなられた方の住民登録があった区が申請先となります。
 - ※ 亡くなられた方の住民登録が特別区外の場合、火葬費用を負担した方が特別区内に住民登録があれば支給の対象となります。火葬を執り行った日において、火葬費用を負担した方の住民登録がある区が申請先となります。

■助成対象者（申請できる方）

支給要件を満たした方で、火葬費用を負担した方（火葬場が発行した領収書の宛名の方）

※ 上記以外の方を申請者とする場合は委任状が必要です。

※ 領収書の宛名以外の方の口座へ振込を希望する場合（代理受領）も委任状が必要です。

■特別区が指定する民間火葬場

町屋斎場、落合斎場、代々幡斎場、
四ツ木斎場、桐ヶ谷斎場、堀ノ内斎場

■申請期限

火葬を執り行った日の翌日から2年間

■助成限度額

亡くなられた方が大人の場合は27,000円、
小人（満6歳以下）の場合は15,000円

■必要書類

次のページをご確認ください。

■申請方法

2次元コードを読み取って電子申請

制度の確認、郵送や窓口での申請はこちら



【お問い合わせ】

江戸川区生活振興部区民課システム係
電話 03-5662-1597

【郵送先はこちら】

〒132-8501 江戸川区中央1丁目4番1号
江戸川区生活振興部区民課 区民葬儀助成金担当

必要書類

- ・領収書の宛名の方が申請する場合は①～⑤の書類が必要です。
- ・代理申請の場合は①～⑦の書類が必要です。
- ・代理受領の場合は①～④及び⑥～⑧の書類が必要です。
- ・亡くなられた方の住民登録地が特別区外で、申請者の住民登録地で申請する場合は⑨も必要です。

① 江戸川区区民葬儀助成金交付申請書兼請求書	必要
② 区民葬儀取扱指定店が発行した葬儀代金の領収書の写し ※領収書に、利用した区民葬儀の種別が記載されていない場合は、区民葬儀の利用内容が確認できる書類（請求書や立替明細書など）も併せて必要です。 ※区民葬儀メニューのうち霊柩車券のみを利用した場合で、葬儀社が発行した領収書等に霊柩車券の利用記載がない場合は、霊柩車券を利用したことがわかる霊柩車会社発行の領収書も併せて必要です。	
③ 指定する民間火葬場が発行した火葬料の領収書の写し（宛名が申請者のフルネームのもの）	
④ 申請者の本人確認書類の写し(注1)	
⑤ 申請者名義の金融機関名・口座番号等が分かるものの写し	
⑥ 委任状（③の領収書の宛名が申請者と異なる場合や、代理受領の場合は必要）	代理申請・代理受領時追加が必要
⑦ 代理人の本人確認書類の写し(注1)	代理受領時追加が必要
⑧ 代理人名義の金融機関名・口座番号等が分かるものの写し	
⑨ 亡くなられた方が死亡日において特別区の区域外に住所を有していたことを確認できる書類の写し（火葬許可証の写し又は亡くなられた方の死亡が記載されている住民票の除票等）	

(注1) マイナンバーカード、運転免許証など公的機関の発行した写真付きの身分証明書その他申請者の氏名、生年月日等が表示されている書類

必要書類の注意点

